

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に対する

生活福祉資金制度特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）について

- 申請は予約制といたします。お電話にてご予約ください。（市内在住）
- 37.5度以上の発熱、倦怠感、呼吸器症状、味覚、嗅覚に異常がある場合は来所をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- 来所後、症状が認められた場合は当日の申請をお断りいたします。
- 本人またはご家族が国内コロナ流行地から米子市内に仕事または引越等で住民票を変更された方は来所ではなく、電話相談後に申請手続きを進めます。
- 手指消毒の励行およびマスクの着用をお願いいたします。

※感染防止に努めるため、以上につきまして皆様のご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【お問い合わせ 0859-35-3570】